

◆ 助成対象となる経費

① 謝金	外部の講師・指導者・通訳者・出演者等への謝礼
② 旅費	外部の講師・指導者・通訳者・出演者等への交通実費及び宿泊実費
③ 消耗品費	用紙・文具・封筒・インクカートリッジ等事務用品の購入費、材料代
④ 印刷費・広告宣伝費	資料・チラシ・ポスター等の印刷、看板・横断幕・パネル等の制作、広告掲載料等
⑤ 備品費	事業の執行に必要な機器や工具等の購入費
⑥ 通信運搬費	切手・はがきの購入、宅配料等の送料、美術品や楽器・道具等の運搬費
⑦ 会議費	外部の講師・指導者・通訳者・出演者等への昼食代、お茶代等
⑧ 使用料・賃借料	会場使用料や冷暖房費、マイク等の備品を含む付帯設備使用料、器具や楽器、衣装等の借料、著作権使用料、作品借上料等
⑨ 設営費・舞台費	会場設営・撤去費、照明費、音響費、大道具・小道具費、衣装費、調律料、舞台監督料、演出料、監修料、脚本料、デザイン料、作曲料、作詞料等
⑩ その他	各種保険料や振込手数料の他、上記以外の経費で当財団が必要と認める経費

◆ 事業のスケジュール

1～3月	4月	5月	6月～3月
<p>★ 募集開始（1月4日）</p> <p>★ 申請に関する質問に対応し、書き方等をアドバイスします（説明会の開催）</p> <p>※ 申請書の提出期限 令和6年3月31日（日）</p> <p>※ 当日消印・着信有効 持参の場合は29日の17時15分まで</p>	<p>★ 審査委員会での審査（4月下旬）</p> <p>★ ヒアリング（4月上旬） 各団体へ電話・メール等で照会</p>	<p>★ 活動現場への訪問（5月～翌年3月）</p> <p>★ 助成金交付式（5月中旬） 手続き等の説明や寄付者等の交流</p> <p>★ 交付決定（5月上旬） 文書で申請団体へ通知し、当財団のHP等で公表</p>	<p>★ 助成金の確定額を通知し、助成金を交付 ※ 助成金は概算払いも可能です</p> <p>★ 実績報告書の提出 事業完了後30日以内又は 令和7年3月31日まで</p> <p>★ 中間報告会（8月）</p> <p>★ 助成金交付団体交流会（6～12月）</p>

申請にあたっては事前の相談をお勧めしております。また、県内数力所で説明会や相談会を開催する予定です。ぜひご参加ください。

◆ 申請について

● 申請の方法

- 申請用紙に必要な事項を明記し、必要な資料を添えて「公益財団法人山口きらめき財団」まで直接持参又は郵送、メールによりお申込みください。

● 申請用紙の入手について

- 山口きらめき財団のホームページからダウンロードしてください。（ダウンロードできない場合はご相談ください。）

● メールによるお申込みについて

- 申請書及び添付書類は、Microsoft Word、Excel、PDF形式のいずれかとしてください。
- 受付後3日以内（土日祝を除く）に受付完了の返信メールを送ります。返信がない場合には、電話かメールにより、申請者の責任において、山口きらめき財団まで申請書類の着信確認を行ってください。

〈募集期限〉 令和6年3月31日（日）

持参：3月29日（金）17時15分まで
郵送：当日消印有効 / メール：当日着信有効

助成金でみなさんの活動をもっと拡げてみませんか？

ただいま
募集中

令和6年度

きらめき活動助成事業 募集案内

活動に必要な備品をそろえたり、団体の情報を発信するパンフレットを作りたい！



団体の立ち上げや自立を支援

1 自立支援
ゆめプログラム

放置された里山をビオトープとして蘇らせ、地域住民が集う「憩いの場」にしたい！



地域や社会の公益的な課題の解決を支援

2 課題解決支援
はなプログラム

自主制作の音楽会をワークショップと併せて開催したい！



秋吉台国際芸術村を舞台とした文化芸術活動を支援

3 文化芸術支援
つむぎプログラム

募集期限

令和6年3月31日（日）

持参：3/29（金）17：15まで

郵送：当日消印有効

メール：当日着信有効

◆ お申込み・お問合せ先 ◆

公益財団法人 山口きらめき財団

〒753-0082 山口市水の上町1番7号
Tel 083-929-3600 FAX 083-924-9096
メール info@y-kirameki.or.jp

開所時間／平日8：30～17：15 ※年末年始・祝日除く



昨年度からの改正点

- 自立支援ゆめプログラムの助成金額、助成率を変更します
- 18歳～30歳までの若者が過半数を占め、若者が主体となって活動を行っている団体を優先的に支援します

◆ 助成の対象となる団体

次の要件を満たし、継続的に活動を行っている**県民活動団体**(*)

- ① 山口県内に事務所があること
- ② 宗教的、政治的、営利的活動を目的としないこと
- ③ 組織の運営に関する規則（会則）があること
- ④ 年間の活動計画があり、活動に係る収支が明らかなこと

◆ 助成の対象となる事業

- ① 山口県内で実施される公益的な事業
※特定の団体や個人の利益のみに行われる事業でないこと
- ② 団体の自主的・主体的な事業
※国、県、市町又はこれらの外郭団体等から補助金等を交付されていない事業
※国、県、市町又はこれらの外郭団体等の主催・共催でない事業
- ③ 令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までに実施される事業

◆ 支援プログラム

① 自立支援 ゆめ プログラム

助成目的	団体の立ち上げ・自立 (団体の運営基盤の強化や継続的な事業の構築)		
対象となる団体	前述の「◆助成の対象となる団体」に該当し、3年以内（令和3年4月1日以降）に設立された団体		
対象となる事業	団体の設立や自立のために実施する事業 ※活動分野は問わない		
助成金額	15万円以内/年	助成率	助成対象経費の2/3以内
助成期間	原則として1年	助成件数	10件程度

<対象となる事業の例>

- ・ 会計や広報等の組織運営や会員のスキルアップを
目指した研修会・学習会
- ・ 運営のための会議や公演活動に係る稽古等
- ・ 活動に必要な備品の購入や道具の製作
- ・ 広報パンフレットやホームページの作成 …など



仕事や家事、育児等を頑張るお母さんに向けた応援イベントを開催

*当助成事業の対象となる**県民活動団体**とは、組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とするNPO法人、任意のボランティア・市民活動団体等が該当し、自治会等の公共的団体は該当しません。

② 課題解決支援 はな プログラム

助成目的	地域や社会の公益的な課題の解決		
対象となる団体	前述の「◆助成の対象となる団体」に該当し、過去5年間（令和元年度～令和5年度）で、当財団からの助成金の交付が2回以内の団体		
対象となる事業	地域や社会の公益的な課題の解決のために実施する事業 ※活動分野は問わない		
助成金額	50万円以内/年	助成率	助成対象経費の2/3以内
助成期間	原則として1年	助成件数	20件程度

<対象となる事業の例>

- ・ 地域資源の掘り起こしや情報発信
- ・ 若者の定住やUJターン
- ・ 子ども達への学習支援
- ・ DV防止や男女共同参画の研修会
- ・ 防災や減災対策
- ・ 自然環境の保全
- ・ 環境学習や体験教室 …など



障害を持った子ども達が自由に遊べるイベントを開催

③ 文化芸術支援 つむぎ プログラム

助成目的	文化芸術の振興と多くの県民が文化芸術に親しむ機会の創出		
対象となる団体	前述の「◆助成の対象となる団体」に該当し、過去5年間（令和元年～令和5年度）で、当財団からの助成金の交付が2回以内の団体		
対象となる事業	秋吉台国際芸術村で実施する文化芸術事業		
助成金額	50万円以内/年	助成率	助成対象経費の2/3以内
助成期間	原則として1年	助成件数	2件程度

<対象となる事業の例>

- ・ 音楽会、演劇、ミュージカル、合唱、伝統芸能等の公演
- ・ 絵画や書、アート作品の展覧会
- ・ 音楽や芸術のワークショップ、セミナー …など



プロの演奏者と一緒にコンサートを開催

◆ 留意するポイント

事業を申請する際は、次の点を整理して申請書に記入してください。

- ① 「団体の立ち上げ」又は「地域課題の解決」にどのように取り組み、**成果をあげることができるか**
- ② 今後どのように事業を**継続し、発展させていくか**
- ③ 広く、住民や団体等を巻き込んだ**公益性の高い取組**となっているか

